#### 審議会等の会議結果報告

1	会議名	令和 2 年度第 1 回津市上下水道事業経営審議会
		令和2年10月2日(金)
2	開催日時	午後1時30分からの委員委嘱式に続き、
	BB #U IB ==	午後3時45分まで
3	開催場所	津市上下水道庁舎 2階大会議室
		(津市上下水道事業経営審議会)
		加治佐隆光(会長)、小黒敏克(副会長)、阿江 進、
		今井和美、小川友香、関口敦子、髙山幸憲、畑井育男、 藤田雅子、松井信幸
		(事務局)
		上下水道事業管理者 田村 学
		上下水道事業局長 松下浩己
		上下水道事業局次長 北村 慎
		水道工務課長 山﨑浩史
4	出席者の氏名	下水道工務課長 村田英紀
		水道施設担当参事(兼)水道施設課長 石黒司一
		下水道施設担当参事(兼)下水道施設課長 渡辺美之
		上下水道管理局長 浅井英幸
		上下水道管理局次長 野田浩司
		経営企画課長 上嶋幹久
		上下水道管理課長 稲森文彦
		営業担当参事(兼)営業課長 奥村登志男
		上下水道管理課調整・管理担当主幹 栗本みどり 上下水道管理課管理担当主査 稲垣圭吾
		(1) 会長及び副会長の選出について
		(2) 第2次津市水道事業基本計画について
5	内容	(3) 津市下水道事業基本計画について
		(4) その他
		※ 詳細については、議事録を参照のこと
6	公開又は非公開	公開
7	傍聴者の数	0 人
		上下水道管理局上下水道管理課管理担当
8	担当	電話番号 059-237-5811
		E-mail 237-5811@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

# 上下水道管 理課長

お待たせいたしました。

本日は、ご多忙のところ令和2年度第1回津市上下水道事業経営審議会にご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日、司会を務めさせていただきます、上下水道管理課長の稲森でございます。

ここで、お断り申し上げますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ソーシャルディスタンスとして座席の距離を空けさせていただくともに、アルコール消毒やマスクの着用、事前の検温をお願いするなど、感染防止対策を取らせていただいております。ご不便をおかけする部分もございますが、よろ

しくお願いします。

なお、皆様方のお席につきましては、50 音順とさせていただきましたので、ご了承いただきたいと存じます。

始めに、事務局の紹介をさせていただきます。

### 【事務局紹介】

本日の会議は、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第2項の規定により、委員10名に対しまして委員全員が出席いただいておりますことから、この会議が成立していますことを報告いたします。

また、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき 公開としており、会議結果をホームページに掲載いたしますの でご了承ください。

本日の会議の終了時刻は、午後3時30分頃を予定しております。

次に会議資料の確認をしたいと存じます。

### 【会議資料確認】

それでは、協議事項の一つ目でございます、津市上下水道事業経営審議会条例第5条に規定する会長及び副会長ですが委員の互選により定めるとしておりますが、委員の皆様からご意見、ご提案がありましたら、お伺いしたいと存じますがいかがでしょうか。

各委員

〈 意見なし 〉

上下水道管理課長

無いようでしたら、事務局から案をお示ししたいと存じますがよろしいでしょうか。

各委員

〈 異議なし 〉

上下水道管 理課長 事務局案といたしまして、当審議会の前身であります津市上下水道事業経営基本方針等策定推進懇話会の委員長をお願いし、経験も豊富であることから三重大学大学院生物資源学研究科共生環境学専攻教授であられます「加治佐隆光様」に会長を、また副会長には、市内全域の自治会を取りまとめるお立場の津市自治会連合会会長であられます「小黒敏克様」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員

〈異議なし〉

上下水道管 理課長 異議なしというお声をいただきましたので、会長に加治佐隆 光様、副会長に小黒敏克様、どうぞよろしくお願いいたします。 お二方は、お席の移動をお願いいたします。

#### 【会長席・副会長席へ移動】

会長また副会長から就任にあたりまして、ひと言ずつごあい さつをいただきたいと存じます。

### 【会長・副会長 あいさつ】

上下水道管理課長

ありがとうございました。

それでは、津市上下水道事業経営審議会条例第6条第1項で会長が議長を務めていただくよう規定しておりますことから加 治佐会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

加治佐会長

それでは、お手元の事項書に基づき協議事項に入りたいと思いますが、議事運営につきましては、委員各位の格別のご協力、よろしくお願いいたします。

また、公開対象の会議でありますことから発言等については 挙手のうえ、指名を受けてから発言いただきますようお願いし ます。

それでは事項書協議事項の二つ目、事務局から「第2次津市 水道事業基本計画について」説明をお願いいたします。

経営企画課 長 それでは、「第2次津市水道事業基本計画について」ご説明を 申し上げます。

まず、計画策定の経緯でございますが、本計画並びに次の項目でご説明いたします下水道事業基本計画につきましては、津市上下水道事業経営基本方針等策定推進懇話会の皆様から様々なご意見をいただき、計画案を取りまとめた後、津市議会全員協議会でのご議論並びに市民の皆様からご意見をいただきますパブリックコメント手続きを経まして、平成30年3月に策定したものでございます。

お手元の参考1でありますが、こちらは、お配りしております計画本冊の概要をまとめたものでありまして、主にこちらを使いまして、具体の計画内容をご説明申し上げます。

まず、1の「はじめに」でございます。

本計画につきましては、厚生労働省の「新水道ビジョン」を上位計画といたしまして、「津市総合計画基本構想・第2次基本計画」での方向性、また、総務省が策定を求めております「経営戦略」の考え方、近年の社会情勢などを踏まえまして、策定したものでございます。

計画期間につきましては、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間としており、現在、3年目でございます。

次に、2の「事業の概要」でございます。

本市の水道事業は、平成18年1月1日に市町村合併により、計画給水人口317,400人、計画1日最大給水量243,810㎡にて創設認可を受けた後、2度の変更認可を経て、現在は計画給水人口286,807人、計画1日最大給水量140,869㎡として運営しております。

次に、3の「事業の課題」でございます。

本市水道事業につきましては、厚生労働省「新水道ビジョン」で示されました「安全」「強靭」「持続」の3つの視点にて評価を行うことを前提に、課題を整理しております。

まず1つ目に「水道水の安全性」といたしまして、原水水質の動向、特に鉄・マンガン等の濃度や藻類発生を課題としており

ます。

2つ目に「災害に対する水道施設の強靭性」といたしまして、 東海・東南海・南海等の大地震発生の懸念と施設や管路の耐震 化を課題としております。

最後に「水道事業経営の持続可能性」といたしまして、団塊世代の退職に伴う技術者不足、経年化資産の増加、厳しい経営状況を課題としております。

次に、4の「将来の事業環境」でございます。

まず、「(1)水需要予測」でございますが、給水人口につきましては、2009年度(平成21年度)をピークに減少傾向となっており、2027年度(令和9年度)においては259,693人と、16,819人の減少を見込んでおります。

また、1日最大給水量につきましても、人口の減少に加えて、近年家庭における節水機器の普及などにより、2027年度においては、103,211㎡まで減少すると、見込んでおります。

次に、「(2)中長期的な更新需要の見通し」でございますが、施設や管路を法定耐用年数、これは地方公営企業法施行規則で定められた減価償却期間を指しますけども、この法定耐用年数で更新した場合、50年間の総事業費は4,130億円と膨大な事業費となります。

一方、実使用年数に基づく全国平均を基準とした厚生労働省の更新基準で更新した場合、50年間の総事業費は1,740億円となり、法定耐用年数と比較して2,390億円の差が生じることから、本計画におきましては、厚生労働省の更新基準に基づき事業を実施していこうとするものでございます。

次に、5の「事業の目標設定」でございます。

本計画につきましては、厚生労働省の「新水道ビジョン」や「津市総合計画」との整合を図り、本市水道事業の中長期的な経営に欠かすことのできない「持続」の視点で、今回の前の計画であります第1次基本計画の基本理念であります「持続する水道」を受け継ぐことといたします。

また、計画期間10年間で目指す目標は、「安全」「強靭」及び「持続」を基本とし、安全で安心な水道の確保には、「水源から給水栓までの水質管理の強化」「水質監視の強化」を、災害に強い水道の確立では、「基幹施設の耐震化」「配水管の耐震化」「応急給水対策の充実」「危機管理体制の整備」を、水道運営基盤の強化には「安定した水源の確保」「効率的な水運用の構築」「施設の拡充・更新」「運営管理の強化」「給水サービスの向上」「経営の健全化」「環境・エネルギー対策」を、各々の推進する実現方策に位置づけ、それぞれに具体的な施策を実施してまいります。

次に、6の「今後の事業計画」でございます。

まず、「(1)主要な事業」でございますが、高度成長期に整備した多くの水道施設の大規模改修や管路の更新を平準化して実施するために、計画期間内において実施する事業といたしまして、「アー水道施設の耐震化」でございます。

これまで実施してきた耐震診断の結果を基に、久居別所浄水場、中勢受水場等の21施設について、耐震補強工事を実施し、未診断の施設については早急に耐震診断を実施し、補強工事の

要否を判断いたします。

次に、「イー水道管路の更新・耐震化」でございます。

市内の管路を基幹管路とその他の管路に区分し、それぞれ基幹管路耐震化事業と老朽管更新事業に位置付けて事業を行います。

基幹管路耐震化事業として約13km、老朽管更新事業として約98kmの事業を実施いたします。

最後に、「ウ 県水への切替え」でございます。

鉄・マンガン濃度の高い河芸地域、水系病原性生物であるクリプトスポリジウム対策の必要な安濃地域においては、浄水場の改良を行わず県水に切り替えることにより、施設の統廃合を実施します。

次に、「(2)財政収支計画」でございます。

事業計画に基づき必要な投資、いわゆる更新費用等につきましては、計画期間内で年間平均約23億円となります。計画的な投資を行いながら、今後も健全な水道事業を実施していくため、令和9年度の企業債残高を170億円程度にとどめること、また、大規模災害や修繕に備えるため、資金残高を50億円程度確保することを基本に、10年間の財政収支計画を見込んでおります、下段のグラフ「ア計画期間における現金収支の見通し」をご覧いただきますと、更新費用や委託料等の経費削減に取り組みましても、なお113億円の不足が生じる見込みとなっております。

中段の表「イ 計画期間内における資金の見通し」をご覧いただきますと、今後、事業計画に基づき必要な投資、いわゆる更新を進めてまいりますと、2023年度(令和5年度)には資金残高が0円を下回る見込みとなっており、今後の健全な水道事業の継続実施に向けた財政状況の見込みは、たいへん厳しいものとなっております。

ここで、合併後の職員数、水道料金及び市民アンケートの満足度・重要度について、ご説明をさせていただきます。「第2次津市水道事業基本計画」の22ページをお願いいたします。

これまで、下段の職員数のグラフにありますように、平成18年の合併当初、水道事業に携わる職員は135名でありました。計画策定時点の平成29年度で臨時職員も含めて103名まで削減する経営努力をしてまいりました。

29ページの水道料金のグラフですが、県内各市や中部9県の県庁所在地などと比較いたしましても、安価な料金を維持して、事業を運営してまいりました。

これらの取組みにより、29ページの平成28年10月の市民アンケート結果におきましても、市政全般に関する「満足度・重要度」は、図3.21にありますように、「上水道・簡易水道の整備」に高い評価をいただいている状況でありまして、水道事業に対して市民の方々から一定の評価をいただいているとともに、事業継続に向けた責任の重さをうかがい知ることができます。

参考1、7の「まとめ」にお戻りください。

現在、津市の水道管は更新基準を経過した老朽管が全体の6.3%でございまして、放置すれば令和49年度には60.2%と

なります。

老朽管が引き起こす水道管の破損は、大規模な断水や道路の陥没を引き起こし、市民生活に深刻な影響を及ぼすだけでなく、復旧に膨大な費用が必要となります。また、東海・東南海・南海等の大地震の発生が危惧されており、災害に備えて施設・管路の耐震化は、着実に進めていかなければなりません。

しかしながら、計画期間の財政状況見込みは、様々な費用削減のための施策を実施してもなお厳しく、早い段階での料金改定が必要であるとのシミュレーション結果が出ております。

再び「第2次津市水道事業基本計画」の54・55ページをお願いいたします。

ここに、この計画で示します投資・財政計画、いわゆる、財政 シミュレーションを表記しております。

55ページの2021年度(令和3年度)の20行目の「料金水準の設定」に28%の料金改定を行うものとして、この投資・財政計画を作成しております。

このような中、世界的にも感染拡大に歯止めがかからない新型コロナウイルス感染症が市民生活や企業の経済活動にも大きな影響を及ぼしている状況に鑑みまして、本年6月と7月の水道料金の基本料金について、無料化とする施策を講じたものでございます。しかしながら、未だ、新型コロナウイルス感染症の影響は大きく、本計画にお示ししております「令和3年度の料金改定」につきましては、見送らざるを得ない状況であろうというのが現段階の認識であります。

一方で、一層の経営努力をいたしましても、なお更新費用が不足する場合には、利用者の皆様にも応分のご負担をいただきながら、安全安心な飲料水を供給する水道事業の安定運営も続けていかなければなりませんので、今後、更なる検討を進めてまいります。

以上が「第2次津市水道事業基本計画」の概要でございます。 説明は以上でございます。

加治佐会長

ありがとうございました。

委員の皆様から、ご質問・ご意見がございましたら発言をお 願いします。

関口委員

ご説明、どうもありがとうございました。

今の最後の部分で、基本計画の 54・55 ページの財政シミュレーションと伴に新型コロナの影響のご説明がありました。シミュレーションというのは、あくまでも紙の上での計算ではありますが、この計算上ですと、資金ショートがこれから大きな問題だということは理解しました。

一方で、新型コロナが市民生活に大きな影響を及ぼしているということで、これまででしたら、料金を上げていくという方向性で事業を支えていくという考えであったと思うんですが、今まさにこの場面だと見送らざるを得ないというお話でした。そうすると、事業はどうなってしまうのかというところで、これからこの場で審議していくことになるのでしょうが、いつかの方法論や考え方をお持ちでしょうから、それらを教えてい

ただきたいと思いました。

加治佐会長

ありがとうございました。事務局の方からお願いします。

経営企画課長

ご指摘の部分につきましては、私共もいくつかのプランを持っておりまして、今後、本審議会の皆様にお諮りいたしまして、 方向性を決めていきたいと考えております。

例えば、料金改定を行わなかった場合、現状でどの程度まで、何年後まで持ちこたえてられるのかという検証を行っているところであります。基本計画では、企業債残高を約 170 億円程度、資金残高を約 50 億円程度確保するとしております。不足する資金を企業債の借り入れを増やしていきますと、当然、将来世代にその償還が不足しておりますと、流動負債、一年間で支払ってる資金はい負債でありますが、これに充てる資金はつければなりませんので、現状の料金水準のままで、どの程度まで維持できるかの検証を現在進めております。それも含めまして、今後、その検証結果を本審議会にお示しし、ご審議賜りたいと考えております。

加治佐会長

はい、いかがでしょう。

掘り下げるなり、また別の質問なり、お願いします。

今井委員

加治佐会長

どうでしょう。

経営企画課長

ご指摘のところは、まさしく、これからご議論をいただきたいところでございます。

老朽管の更新費用というのは、安全な飲料水を安定的に供給するためには必要な費用であると考えております。この費用に関しましては、いち早い段階で利用者の皆様から応分のご負担をいただく必要があろうと思っております。

計画の55ページ「資金残高及び企業債残高」の2019年度(令和元年度)の欄をご覧いただきますと、計画を策定いたし

ました令和元年度におきましては、資金残高が38億1900万円、企業債残高165億8800万円としております。企業債残高につきましては、ほぼ決算額との差異はございません。しかし、資金残高につきましては、令和元年度決算額が49億円と財政シミュレーションよりも多い額を確保しておりますことから、2023年度と想定しております資金ショートのタイミングは、もう少し後年にずれるものと考えております。

しかしながら、来年度以降の事業計画を踏まえながら、先程も申し上げました料金水準を据え置いたまま経営が持続できるのかを明らかにしなければならないと考えております。

その上で、料金改定を行った後の資金残高や企業債残高がどのように推移していくのかを検証する必要があると考えております。

現在、私共が進めております検証結果が一定程度お示しできる段階になりましたら、本審議会で皆様にお諮りし、ご意見を頂戴したいと考えております。

委員もおっしゃいましたように、老朽管更新事業は止めることはできません。今後、安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、必要な施策だと考えております。そのための資金確保について、現在、検討を進めているところです。

加治佐会長

他にいかがでしょうか。

小川委員

先程の説明で、財政シミュレーションよりも令和元年度決算における資金残高が多いということでしたが、その要因が何かについて分析されていたら教えていただきたい。

もし、元年度に使わなければいかなかった費用が、単に繰り 越されているだけであれば、資金ショートのリスクは変わらな いかと思うので、そのあたりを教えていただければと思います。

加治佐会長

事務局、どうぞ。

経営企画課 長 元年度末に 49 億円の資金残高がございますのは、平成 3 0 年度、令和元年度に実施してきました工事等の入札差金が発生したことや計画しておりました事業に係る地元調整に時間を要したために事業実施を 1 年遅らせたものもあり、加えまして、収入面で、財政シミュレーションを上回る水需要があったことによる料金収入の増がみられました。

この2つの要因によりまして、資金残高49億円が確保されている状況でございますが、目標であります50億円からは、すでに1億円減じている状況でありますので、危険ゾーンに入ったという認識をもっております。

上下水道事 業管理者 補足させていただきます。

もう少し具体的にわかりやすく申し上げますと、このシミュレーションは、いわゆる予算ベースで作成しております。役所のお金の使い方には、予算と決算がございます。予算というのは見込みで立てています。この時に、収入として入ってくる方はあまり大風呂敷にならないように、どちらかといえば多少悪

い方に考えて少な目に見積もる、そして、出ていく方の支出に関しては、足りないといけないので少し余裕をみて見積もるという予算の立て方をします。ですから、実際に予算を執行し、決算時になると、正しく見積もることができていれば、収入は予算額よりも大目に入ってくることは往々にしてありますし、支出として支払っていくものに関しては、先程申し上げましたように、入札をすると差金が出て予算額が余ってくるということになります。

そういった予算ベースで作成した財政シミュレーションであり、わずか2年で10億円余りの差異が出ていますが、それをもって余裕がある状態ではないということにはかわりはないということが申し上げたかったということでございます。

加治佐会長

はい、他にいかがでしょうか。

阿江委員

すいません。すこし教えていただきたい。

財政シミュレーションにある給水原価ですが、年々変動しており、今後、上がっていく予測をされていますが、この給水原価の中にはどういう経費が含まれていて、どういったものが上がっていくというシミュレーションをされているのかを教えてください。

経営企画課 長 給水原価につきましては、原水を取水、浄水し水道水として 各家庭までお届けするために必要となります、人件費も含めた 経費を基に算出します。

原価上昇につきましては、維持管理コストがほぼ横ばいであるのに対し、今後、人口の減少に伴い有収水量が減少していくことが予想されるため、給水原価が上昇していくと想定しております。

加治佐会長

他にいかがでしょう。

髙山委員

耐震化と水道管の更新は、どちらも重要なんですけど、あえて言うなら、どちらを優先されるのか、お聞きしたいと思います。

上下水道事 業局長 今現在、水道管の更新を計画どおり行っております。管更新の際には、耐震性のあるもので整備しておりますので、どちらが優先ということではなく、併せて進めているとご理解いただきたいと思います。

加治佐会長

他にどうでしょう。

松井委員

先程、コロナ禍において 6 月・7 月は水道料金の基本料金を無料にしたということで、これは他の地域でも行われていて、そういうことも必要だったのかと思いますが、しかし、我々が生活していく上で水道がいかに重要か、例えば、道路の整備をするなどいろいろな税金の使い方がありますけど、食べることは 2 ~ 3 日はしなくても生きていけますけど、水を飲まなけれ

上下水道管 理局長 心強いご意見をいただきまして、ありがとうございます。 今回、水道料金の基本料金を2か月無料にしました。無料化 した額が約2億2,500万円でございました。これについては、 水道事業側で負担するものではなく、一般会計の方からお金を 繰り出していただいて、税金で賄っていただいております。

市議会の一部の方からも、値上げすべきであるとのご意見をいただいております。ただ、このコロナ禍において来年4月に値上げを実施することは難しいということで、今のところは、1年ほどの猶予を想定し、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、年明けにもう一度議論したいと考えています。

上下水道事 業管理者

少し補足いたします。

このような中で、ご理解いただいておりましても、値上げのための料金改定をご議論いただける状況かというと、少し様子を見たほうがいいのかなというのが正直なところです。令和3年4月から新料金に移行するのであれば、通常は、前年度の9月定例市議会に料金改定のための議案を提出していかないと、市民の皆様への周知期間などを考えますと、現実的には期間がないという状況です。

そうかといって、このような経営状態を続け、安全安心な水 道水を安定的にお届けするという最大の目的を揺るがすような ことがあってはいけませんので、どこかの段階で必ずお願いしなければなりません。市長もご挨拶の中で「未来のためにやるべきこと、そのために今を生きる方々にどれぐらいの我慢をしていただくか」というようなことを申し上げたと思います。あの言葉の中には、市長のそういう思いが入っているんだということでご理解いただきたいと思います。

年明け頃から議論を再開するつもりでありますので、審議会の皆様にもご意見を賜りながら、我々もしつかりと方向を決めてまいります。

松井委員

水道局だより、よく分かりました。ところが、私もそうですが、回覧板などはほとんどスルーされてしまうというケースが多いかと思います。たいへんご苦労かけると思うのですが、自治会の集会場で説明会を行うなど、コロナの状況はあるものの、対面でご説明いただく方が住民のみなさんにご納得いただけるのではないかと思います。

私は伊勢市民ですが、我々の地域ではようやく下水道工事が完了したところです。下水道工事を進めるに当たっても、地域の集会場でご説明をいただいたこともあって、スムーズに工事が進行したと思います。みなさんにはたいへんご苦労かけると思うんですが、コロナのピークを過ぎた良いタイミングでの説明がいただけるとよいと思います。

加治佐会長

他にいかがでしょう。

小川委員

先程の無料化のお話に関連してなんですけど、この審議会の 前身の懇話会の時から、どうしてもいつかは値上げをしないと いけないとなっていたとき、市民のみなさんは値下げであれば スルーだが、値上げとなれば敏感になるので、そのあたりの周 知の方法をよろしくお願いしますということだったと思いま す。それで、広報誌だとかいろいろと努力していただいたのは よくわかります。ただ、このコロナの影響で6月・7月の2か月 間基本料金無料化ということで、きちんと調べたりして、水道 事業がたいへんなことに変わりはなく、別のところからお金が 出て賄われていると理解している人はいいですが、無料化して もらっただけと思っている市民は、「簡単に無料化できる水道事 業は、資金調達的にはそれほどたいへんじゃないのではないか」 というふうに思ってしまい、そういう人が増えると、今後、値上 げするときに更に説明がたいへんになってしまうのではないか と不安に思ってしまうところがあるので、そういったところも 踏まえて、今後の周知を行っていただきたいと思います。

上下水道事 業局長

確かに、昨年までは水道だよりを出して周知を行ってまいりましたが、現段階ではペースダウンをしております。というのは、コロナの状況で値上げの話はしづらいというところがあります。ただ、値上げを実施する段階になれば、しっかりと周知してまいります。

やはり、経営者の立場と市民の立場、いろいろとご意見があると思います。経営者であれば「当然に値上げが必要である」、

市民の立場であれば「なぜこんな時期に値上げなのか」といったご意見があろうかと思います。その辺もこの審議会にもお諮りしながら、ご議論いただきたいと思います。

小川委員

一度、無料化なったことで、もっと大変になってしまったと 思いますけど、ぜひ、よろしくお願いいたします。

加治佐会長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、水道につきましては、ここで一旦話を切りまして、 事務局の説明員入れ替えのため、10分間休憩します。

## 【休憩】

時間になりましたので、休憩前に続いて協議事項の「津市下水道事業基本計画」について事務局、説明をお願いいたします。

経営企画課 長 津市下水道事業基本計画について、ご説明いたします。

先程と同様、参考2として「計画の概要版」を、また、「一般会計繰入金・使用料単価・汚水処理原価等の推移」をお配りしておりまして、主にこちらを使って説明させていただきます。

それでは、参考2の1の「はじめに」でございます。

津市下水道事業基本計画は、1未来に引き継ぐ下水道、2災害に強い下水道、3経営基盤の強化、4お客様サービスの向上と言う下水道事業の4つの経営理念に基づき策定します。

本計画につきましては、総務省から策定を求められている収支計画を中心とした「経営戦略」等を踏まえまして、2018年度(平成30年度)から2027年度(令和9年度)までの10年間の本市の下水道事業の進むべき方向性を示した計画でございまして、現在、3年目でございます。

続きまして、2の「事業の概要」といたしまして、「(1)下水道 事業等の現況」でございます。

本市では大正9年からの中央処理区の管渠整備に着手、昭和45年の水質汚濁防止法の成立を受けた本格的な普及促進を経まして、汚水・雨水事業とも、整備を進めてきました。

また、生活排水処理事業におきましては、市街地を中心とした公共下水道事業の他に、農業振興地域を中心とした農業集落排水処理施設、市街地周辺の住宅地等における合併処理浄化槽、及び団地等における集合処理施設などの事業を実施しています。

「汚水処理施設の種類」の表につきましては、汚水処理施設の一般的な分類を示した表で、本市が採用している整備方法につきましては、赤枠で表示させていただいておりますので、ご参考としていただきますようお願いします。

次に「②下水道使用料及び財政」でございます。

本市の下水道使用料は、合併協議に基づき平成18年1月の合併後に旧久居市の使用料体系へ統一し、市民負担軽減を目的として、この使用料体系を維持し、一般会計からの繰入金により下水道事業の経営を行ってまいりました。

しかしながら、今後につきましては、志登茂川処理区の供用

開始や、施設及び管渠等の維持管理費の増加、耐用年数を超える施設等の更新などが必要となることから、従前の下水道使用料による収益では、汚水処理に係る費用を賄うことが困難な状況となってまいりました。

これにより、令和元年10月に平均27%増額の使用料改定を行ったところです。

次に、3の「事業の課題」でございます。

事業の課題といたしまして、表にまとめております。

左の欄に、それぞれの事業の課題の背景を、右の欄にそれぞれの背景から導き出される具体的な課題を記載しております。

この中で、具体的な課題のうち、基準外繰入金の縮減への考え方につきまして、「雨水公費・汚水私費の原則」に沿って、ご説明いたします。

「雨水公費・汚水私費の原則」につきましては、本来、下水道事業における費用負担については、汚水処理に係る費用は下水道使用料によって賄うことを基本としています。

しかしながら、適正な使用料を徴収してもなお使用料で回収することが困難な場合「下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部を公費負担とすることが適当である。」とされておりますことから、現在、本市においては、この考えにより、一般会計からの基準外繰入金により、汚水事業を実施している状況です。基準外繰入金といいますのは、一般会計、いわゆる市本体から企業会計に公費として繰り入れることができるとされる国の定める基準がございまして、これに合致するものは基準繰入、合致しないものは基準外繰入と整理しております。

資料にお戻りいただきまして、「下水道事業の財源構成」の表の汚水事業の欄の赤枠太字の部分が、受益者負担の原則に基づく下水道使用料の対象経費となります。

そのうち、基準外繰入金について、本来の受益者負担の原則 に基づき、今後、縮減していくことを課題としております。

次に、4の「事業の目標設定」でございます。

冒頭の「1 はじめに」の中でご説明させていただきました下水道事業の4つの経営理念から、各々の経営理念に沿った基本施策とその具体的な取組について、体系的にまとめさせていただいたものです。

「主な施策に係る数値目標」につきましては、経営理念の1から3における施策の数値目標の一部を記載しています。

計画期間内においては、汚水処理人口に占める割合が高い公 共下水道を重点的に整備していく予定でございます。

これらにより、汚水処理人口普及率につきましては2016年(平成28年)の83.5%から2027年(令和9年)には86.5%、下水道処理人口普及率につきましては、2016年(平成28年)の46.3%から2027年(令和9年)に59.1%となるものと見込んでおります。

次に、5の「将来の事業環境」でございます。

まず、「(1)汚水処理人口の見通し」のグラフでございます。

こちらは、公共下水道事業、浄化槽事業、農業集落排水事業の計画期間10年間の汚水処理人口普及率を総括したものをグラフにさせていただいたものです。

行政人口の緩やかな減少とは相反する形で、汚水処理人口については緩やかな伸びを見込んでいます。

続きまして、「②財政収支の見通し」でございます。

事業ごとに平成30年度からの計画期間10年間における収支状況についてご説明いたします。

「ア公共下水道」につきましては、

公共下水道における年度別事業費による財政収支の見通しによりますと、収益的収支においては、有収水量の増加に伴い収入が増加し、収益的支出も維持管理費、減価償却等の増加に伴い増加を示していきます。

また、他会計繰入金につきましては、志登茂川処理区の下水道整備推進重点化事業区域を優先的に整備していきますため、2018年度(平成30年度)から2022年度(令和4年度)において現在の繰入額を上回りますが、下水道整備による使用料の収益増が見込めることから、2022年度(令和4年度)以降は減少に転じるものとシミュレーションしております。

続きまして、「イ特定地域生活排水処理施設(市営浄化槽)」について、ご説明いたします。

特定地域生活排水処理施設(市営浄化槽)につきましては、収益的収支において合併処理浄化槽の処理人口の増加に伴い、使用料収入が増加する見込みです。

また、資本的支出については、2024年度(令和6年度)以降、一定量の整備を行う見込みで試算しています。

続きまして、「ウ 共同汚水処理施設」につきましてご説明いたします。

共同汚水処理施設における老朽化施設の更新見通しを基に 財政収支を見通しますと、資本的収支において2023年度(令和5年度)より施設の更新を実施することから、資本的支出に おける更新需要費が増加する見込みとしております。

続きまして、「エ 農業集落排水処理施設」につきましてご説明いたします。

農業集落排水処理施設における老朽化施設の更新見通しを基に算定した財政収支では、収益的収支においては、有収水量の減少に伴い使用料収入が減少し、資本的支出については更新需要費が増加すると見込んでいます。

次に、6の「今後の事業計画」でございます。

「(1)主要な事業」におきましては、各事業における計画期間10年間における主要な事業を記載させていただいています。

「ア 公共下水道」につきまして、(ア)の汚水事業といたしましては、現在の事業計画区域を引き続き整備していく中で、 今後新たに事業計画を拡大して優先的に整備を行っていきます。

また、下水道整備推進重点化事業、この重点化事業とは津駅周辺からその西側にかけての人口集中地域を重点的に進めておりまして、その推進と末端管渠整備済区域の早期接続を合理的かつ効率的に実施していきます。

計画期間内における整備面積は、963ha を見込んでおります。 また、処理場、ポンプ場については、重要度、老朽化の評価に より、中央浄化センター及び極楽橋ポンプ場の耐震化・長寿命 化を実施していきます。

さらに、長寿命化対策として、各設備の健全度について、耐用年数を基準として、健全度が一定以下の設備について更新を実施していきます。

また、(イ)の雨水事業といたしましては、市の雨水管理総合計画において河川事業との連携を図り、近年の集中豪雨の発生状況や都市化に伴う雨水流出形態の変化に対応する浸水対策として、雨水管渠の整備、半田川田ポンプ場・天神ポンプ場を含む雨水ポンプ場並びに調整池等の整備を実施するとともに、改築事業、下水道施設の耐震化も実施していきます。

この計画期間内における雨水管渠整備延長は 6.7km を見込んでいます。

続きまして、「イ 特定地域生活排水処理施設(市営浄化槽)」 についてご説明いたします。

公共下水道等の集合処理地域以外において、各個人等からの申請に基づき、合併処理浄化槽の設置工事を実施していきます。 計画期間内における浄化槽設置工事件数は 920 基程度と見込んでいます。

続きまして、「ウ 共同汚水処理施設」につきましては、本市への帰属後5年を経過した老朽化施設の更新を実施していきます。計画期間内における老朽化施設更新は9団地と見込んでいます。

続きまして、「エ 農業集落排水処理施設」についてご説明いたします。

将来的に公共下水道への統合を予定している3施設及び簡易排水施設1施設を除く22施設について、現在進めております機能診断調査に基づき、機能強化対策事業計画等を策定し、老朽化施設の更新を実施します。

「建設改良費の推移」の表におきまして、本計画期間内における各事業の建設改良費の推移をまとめております。

各事業における整備状況、及び改築更新事業の実施スケジュールにより、計画年度ごとに建設改良費は増減することとなります。

続きまして、「(2) 財政計画」でございます。

下水道事業等に関連する経費につきましては、国の補助金の動向、施設の老朽化、災害対応など予測が難しい側面があり、定期的な見直しが必要であると考えています。

本市の下水道事業は、使用料収入で賄うことのできない部分を一般会計繰入金にて補塡している状況にあります。

市税を元にした一般会計繰入金による補塡に頼る経営は、税の公平性が保たれていない状況に繋がるものと考えます。

こうした要因の一つには、本市の下水道使用料単価が県内他市と比較して最も低く、これにつきましては、計画書の 31 ページの「使用料単価の比較」を示す表をご覧いただきますと、最も低い値であることがお分かりいただけます。 更に、次ページには中部 9 県の県庁所在地及び類似団体の使用料比較の表がございまして、いずれも、津市が低い値を示しております。

こうした状況から、令和元年10月に27%増額の使用料改定を行いまして、令和元年度決算では、使用料単価が133円まで

上昇しております。ただし、令和元年度の料金改定の影響が約半年でありまして、料金改定の影響が年間を通して現れます令和2年度につきましては、総務省が示します基準単価であります 150円となると想定しているものでございます。

このような状況を受けまして、長期的な目標を視野に入れながら事業を進めるため、財政シミュレーションでは3つの検討パターンを設定し、ケース2の総務省地方公営企業繰出金基準単価150円で使用料改定を行ったものでございます。

上段の「使用料単価による他会計繰入金の変動」の表をご覧ください。先程、ご説明いたしました使用料単価と他会計繰入金の変動について、まとめております。シミュレーションの結果ではありますが、使用料単価の見直しによる他会計からの繰入金が圧縮される結果となっております。

ここで、別途配布いたしました「一般会計繰入金・使用料単価・汚水処理原価等の推移」に係る資料をご覧ください。

下水道使用料収入の欄をご覧いただきますと、令和元年10月の使用料改定の結果、前年比2億3,300万円の増となっております。使用料単価の欄をご覧いただきますと、この増となった使用料収入を基に求め、133円となっており、前年度比14円ほど上昇しております。しかし、汚水1㎡を処理するために実際に要した費用であります汚水処理原価につきましては、171円となっており、料金改定を行いましても、今尚、汚水処理に係る経費を使用料で賄えていない状況が続いております。

参考2の7の「まとめ」にお戻りください。

津市下水道事業基本計画の実現に向け、下水道事業における 4事業であります公共下水道事業・特定地域生活排水処理施設 事業・共同汚水処理施設事業・農業集落排水事業につきまして は、計画期間の10年間における収支計画との整合を図りなが ら、各事業を推進していきます。

この10年間の計画期間における主要事業の1つとして、平成30年度からの志登茂川処理区の供用開始に伴い、公共下水道接続戸数の大幅な増を見込んでいます。

こうした整備拡大の側面とは別に、出生率の低下による少子 高齢化社会が進行し、これまでに経験したことのない人口減少 社会を迎えようとしている状況もあります。

こうした種々の状況等も勘案し、計画期間の10年間における4事業を、収支計画を中心とした経営的な観点から分析し、 効率的な事業運営を進めるため、この計画を策定し、事業を展 開しているところでございます。

以上が「津市下水道事業基本計画」の概要でございます。 説明は以上でございます。

加治佐会長

ただいま、事務局より説明がありました。ご質問、ご意見ありましたら発言願います。

藤田委員

上水と下水の両方に跨るんですけど、美杉など簡易水道ですので、料金値上げや老朽化はあまり現実化していない問題なので、地域に分けて説明をしていただかないと理解しにくいところもあると思います。

もう一つ、5ページにある合併浄化槽の設置ですけど、これは、工事費用は個人負担だと思うのですが、補助制度はあるのか、内容を教えてください。

下水道工務課長

合併浄化槽につきましては、市営浄化槽事業というものがございまして、市営浄化槽に関しましては合併浄化槽の設置を津市が行っております。それに係る分担金というものもございます。

上下水道管 理局長 合併処理浄化槽を市が設置させていただく場合、5人槽で102,000円、6~7人槽で113,000円など受益者のご負担をいただいた上で、市が設置工事を実施します。そして、現状で合併処理浄化槽が設置されている場合は、それを市に帰属いただき、その後の管理は市が行っていくというものが市営浄化槽事業でございます。

ですので、汲み取り便所から合併処理浄化槽へ、単独処理浄化槽から合併浄化槽へ転換していくことを、市が行うというのが市営浄化槽事業でございます。

対象区域につきましては、公共下水道区域などの区域以外の 区域であります。

藤田委員

工事には、いくらぐらい掛かるのでしょう。

上下水道管 理局長 工事の分担金ですが、例えば、5人槽ですと1基あたりのトータルの設置費用の平均が 60 万円程のようでして、そのうち102,000円をご負担いただくというかたちです。

藤田委員

それは、ずっと前から同じですか。

下水道工務課長

市営浄化槽事業としましては、平成27年から事業を始めております。

それ以外としまして、公共下水道計画区域のうち、事業認可 区域以外エリアにおいて、個人が合併浄化槽を設置する場合に 対象となる補助制度もございます。

藤田委員

その補助金は下水道の財政から賄われているのですか、それ とも、市の方から補助されるのですか。

上下水道管 理局長 補助金については、下水道事業会計からではなく、特別会計から支出されます。

小黒副会長

合併浄化槽設置事業、厚生労働省の関係は、個人が設置した時に補助対象になりました。これは一般会計からの補助金だと思います。ですから、この下水道事業とは別個の事業ですね。

それと、今言われた、美杉かどこかで行われている市が行う 合併浄化槽による汚水の処理事業、これは公共下水道事業です か。私、初めてなんだけど、合併処理浄化槽を使うということ は、厚生労働省の関係ですね。ということは、下水道事業に乗っ からないんですね。 上下水道管 理局長 最初に言われた個人が設置する浄化槽、これについては、汲み取り便所或いは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽を設置される場合、最高 332,000 円が一般会計から補助されます。後段で言われました市が設置する市営浄化槽については、先程申し上げました 102,000 円の分担金をいただいて、市が設置させていただきます。これは、特別会計で市が事業を行っております。その後の使用にあたっては、使われた量に応じて、公共下水道と同額の使用料をいただくことになります。

藤田委員

津市が管理しているのですか。

上下水道管 理局長 小黒副会長 はい。その後の点検などの管理は市が行います。

そうすると、市の合併浄化槽の設置事業というのはあるので すね。これは、下水道事業に乗っかっているものですか、それと も下水道事業とは別個のものですか。

下水道工務課長

下水道事業とは別になります。市営浄化槽事業は、環境省が所管しています。

小黒副会長

環境省ですか。厚生労働省ではないですか。

下水道工務課長

市営浄化槽事業の所管としては、環境省になっております

小黒副会長

そうですか。それならば、料金が同じというのはおかしくないですか。まあ、いいです。今日の議論は止めておきます。

上下水道事 業管理者 整理して申し上げますと、公共下水道事業としては、計画を決めて、会計は公共下水道事業会計として企業会計でやっは、財布を分けまして、特別会計をつくってその専門の事業というのためで対布を、市の中で持っています。これは、事業としては別々では別が、私共の上下水道の部門で生活排水の処理であるとの環境部にありました。それから、農業集落排水の処理ということで、共下水道の事業については水道部に集約し、そのうち、公共でありました。それらは、すべて生活排水の処理ということで、大下本業化する前の当時の下水道部に集約し、そのうち、公共で事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、農業は下水道の関連で財布が4つあり、それが別々の経理をしています。

皆様からいただきます使用料については、同じ生活排水の処理だからということで、一番中心となる公共下水道の使用料と同じ金額を市営浄化槽事業と共同汚水処理施設事業は負担いただいています。農業集落排水事業は、考え方が違うので料金は一本化されていませんが、いずれも維持管理は市が行っています。

小黒副会長

市の合併浄化槽事業ですが、個人の土地に市の施設を設置するということですが、そんなことはあり得るのですか。考えにくいのですが、あり得るのでしょうか。

上下水道事 業管理者 端的に申し上げますと、有りますというお答えになってしま うのですが、市町村設置型の浄化槽事業ということで、国の補 助メニューにもあります。それから、先走って申し上げますと、 昨年、浄化槽法が改正されまして、公共浄化槽というものが定 義付けられています。この市町村設置型の浄化槽、津市でう 市営浄化槽というのは、制度としては国の補助メニューもあり ますけど、それに取り組んでいない自治体の方が多いです。 ますけど、それに取り組んでいるということです。そして、法改正に よって、これから法律に基づく位置づけになっていくというこ とですので、参考までに申し上げておきます。

なお、市営浄化槽を設置するにあったっては、あくまでも、本 人の申請に基づいて行うものでございます。

加治佐会長

よろしいでしょうか。

藤田委員

余談ですけど、水道屋さんが来て、そういう勧誘されたことがあります。大阪とかの業者がやってきて設置していくようなことがあったのですが、それも同じ事業ですか。

下水道工務課長

あくまでも、工事の施工主体は市になりますので、お話のようなことは無いと思います。市に申請をいただき、市が入札によって施工業者を決定いたします。

加治佐会長

他にいかがでしょう。

上下水道事 業局長 よろしいでしょうか。先程、小黒副会長からご意見のありました個人の土地に設置する浄化槽についただき説明内にいただきます。公共下水道に接続していただく際、宅地内に公共マスを設置したします。これは個人の敷地の中に、私共の管理するものを置かせていただきます。水道も同じで、水は同じで、水道同じで、水道に対したがきます。それと同じないただきます。で、市が管理します浄化槽を敷地内に設置しているという考え方で整理していただくとわかりやすいのではないかと思います。

小黒副会長

わかりました。

加治佐会長

他にご質問でもご意見でもございませんか。

では、ご意見もほぼ出揃ったようですので、津市下水道事業基本計画については、この程度にとどめたいと思います。

事務局におかれましては、今回の第2次津市水道事業基本計画及び津市下水道事業基本計画に対する意見等を踏まえて、今後の事業運営に反映していただけたらと思います。

では、②協議事項の「その他」ですが、委員の皆様からご質問及びご意見がございましたらお願いいたします。

小黒副会長

志登茂川処理区の件なんですが、計画変更の手続きに入ると聞いているんですけども、これは進んでいますか。エリアを縮小する話なんですが、何年くらいで認可が下りるのですか。

上下水道事 業局次長 流域下水の方で計画変更している主な内容ですが、まず、水量が落ちてきたので水量を落とします。それに併せて処理場の拡張計画、堤防の方にはみ出すという元の計画を堤防の中で納めるという縮小計画、この2点がポイントで動いてまして、12月の県の都市計画審議会に諮るべく、県が作業と調整を行っていただいています。計画変更の日は、今年度末ないしは来年度当初の認可を目標としていると報告いただいています。以上です。

小黒副会長

はい、ありがとうございます。堤防改修も絡んでいまして、早くはっきりしていただきたいと思いますので、よろしく。

加治佐会長

他いかがでしょう。

それでは、ご質問及びご意見もないようですので、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

上下水道管 理課長 事務局から2点お願いします。次回の審議会の日程でございますが、令和2年度の決算等についてご審議いただこうと考えておりますので、年が明けまして、私共の準備が整いましたら、担当者から皆様のスケジュールを調整させていただいき、開催日を決定の上、改めて通知いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、本日の配付資料は、次回もご持参いただきますようお 願いいたします。以上でございます。

加治佐会長

日程調整の説明はいただきましたので、本日の協議事項はすべて終了といたします。

なお、委員の皆様方には、長時間に渡り、貴重なご意見をいただきました。進行について格別のご協力をいただき誠にありがとうございました。

上下水道管 理課長 加治佐会長、小黒副会長また委員の皆様長時間に渡り、ご協 議いただきまして、ありがとうございました。

閉会にあたりまして、上下水道事業管理者よりお礼申し上げます。

<上下水道事業管理者挨拶>

これをもちまして、令和2年度第1回津市上下水道事業経営審議会を閉会とさせていただきます。